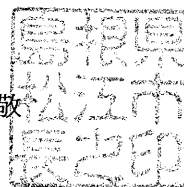


政 第 322 号  
平成 30 年 12 月 21 日

島根原発・エネルギー問題県民連絡会  
代表世話人 北川 泉 様

松江市長 松 浦 正 敬



要請書への回答について

平成 30 年 11 月 8 日付けの要請書でご質問いただきましたことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

松江市政策部政策企画課

専門企画員 野々村繁

TEL : 0852-55-5173 FAX : 0852-55-5535

松江市防災安全部原子力安全対策課

安全対策係長 先久邦明

TEL : 0852-55-5094 FAX : 0852-55-5617

1、7月5日付公開質問における「3号機の新規増設の社会的必要性・妥当性及び企業の必要性・妥当性は詳細かつ十分に検討されたか」との質問に対して、貴職は「電力の多くを火力に頼っている現状は、二酸化炭素の排出量の増加やエネルギー自給率の低下などの問題を伴う」「再生可能エネルギーは安定供給が難しく、今すぐに再生可能エネルギーのみですべての電気を賄うことは困難である」と答えています。そこで、次のことをお聞きします。

なお、当会は「今すぐに再生可能エネルギーのみですべての電気を賄う」ことは提起しておらず、計画を策定し省エネルギーと再生可能エネルギーの拡大を提起してきたところです。

- (1) 世界は「脱化石燃料」のみならず、原子力からも脱却を図る方向で大きく変化しようとしています。台湾では「脱原発法」が可決され、中国では2050年目標として再生可能エネルギーの割合を80%にしています。また、アメリカでは、再生可能エネルギーの割合をハワイ州で2045年までに100%、バーモント州で2032年までに75%、カリフォルニア州で2030年までに50%とする法案が2015年に成立しています。このような世界の流れを把握されているか伺いたい。
- (2) ドイツでは、2015年8月23日に再生可能エネルギーが電力消費の84%をカバーするなど、再生可能エネルギーによる電力供給は順調に拡大しています。ドイツ連邦ネットワーク庁(BNetzA)は、「エネルギー転換と増加する分散型発電が、電力供給の質に与える決定的な影響は、未だに確認できない」という見解を示しています。このようなドイツの実態を把握されているか伺いたい。
- (3) 上記のような世界における再生可能エネルギーによる電力供給状況の把握、及び日本における可能性について、また、中国地方における電力需給の推移も含めた再生可能エネルギーの可能性について、国や電力会社からの情報だけではなく、様々な情報の収集及び検証をどのように行ってきたのか、説明されたい。

【回答1 (1) (2) (3)】

再生可能エネルギーの利用促進について、市としては何ら否定するものではありません。

世界各国のエネルギー政策については、それぞれの国の考えで進められているものと承知しておりますが、我が国のエネルギー基本計画におきましては、再生可能エネルギーは「重要な低炭素の国産エネルギー源」であり、「引き続き積極的に推進していく」とされており、市としても、地域資源を活用した再生可能エネルギーの利用促進は重要であると考えておりますので、今後も国内外の様々な動きを参考にしながら、引き続き取り組みを進めていきたいと考えています。

2、7月5日付の「原子力規制委員会の審査は安全性の審査であると認識されているのか」との質問に対して、「田中元原子力規制委員長の『絶対的安全性は保障しない』旨の発言は、『絶対的安全性を求めると、事故は起こらないと言う安全神話に陥るといふことの反省から、常に安全を迫る姿勢を貫くためだ』との趣旨であること、審査は運転に当たり求めてきたレベルの安全性が確保されることを確認するもの」との答えでした。貴職は、そのレベルの安全性を確認してもらいたいとのことでした。

この「運転に当たり求めてきたレベルの安全性」とは、最低限、福島のような事故は起こしてはならないというレベルと考えます。新規制基準は、そのための様々な安全対策を電力事業者に求めてきたことは事実です。

しかし、運転中の原子力発電所の安全装置がすべて同時に故障した場合には、深刻な事故が生じます。その重大事故が、わずかな確率であれ、一旦発生すれば、その影響は甚大なものがあり、回復不能な影響が生じることは、福島原発事故がもたらした人々への健康や暮らし全般にわたる深刻な影響を顧みれば明らかです。

一方、田中俊一規制委員会委員長は、平成26年7月16日の記者会見において、「一般論として、技術ですから、これで人事で全部尽くしていますよと、対策も尽くしていますよといふことは言い切れませんよということですよ。」と、発言しています。

ドイツにおいては、人間の認識能力の限界を超え、それ以上は排除することができないような危険性以外については最高度の危険排除とリスク予防を行わなければならないとされてきましたが、福島原発事故後、このような残余リスクすら認めてはいけないとされ、脱原発に舵を切ることになりました。

田中規制委員長の発言は「残余リスク」を評価しないのはもちろんのこと、「リスク」についても十分に評価しきっていないということになります。規制委員会委員長自ら、新規制基準又はその適合性審査の不十分さを表明していると言えます。この審査の実態は、福島原発事故のような重大な事故が起こらないようにするといふ「絶対的安全性に準ずる程度の極めて高度な安全性」があるとは言えないと考えるべきです。貴職の見解を伺う。

#### 【回答2】

ご質問にあります、平成26年7月16日の田中元委員長のご発言ですが、やりとりの前後を見ますと、「具体的なリスクがわかれば対応ができるが、人知の及ばない、わからないところがある。ただ、相当のことを考えてリスクの低減化には努めてきた」旨、発言しておられます。

リスクの存在を常に考え、低減化に努めるということは、「事故は起こらない」といふ安全神話に陥るといふことの反省から、常に安全を追求する姿勢を貫く」と同様の考えを表されたものであり、適合性審査の不十分さを表明されているとは考えていません。

【参考 原子力規制委員会記者会見録（平成 26 年 7 月 16 日）より一部抜粋】

○記者

あと一点だけ、すみません。これまでも何度も出ている質問ではあるのですが、改めて規制委員会の審査というのは、あくまでもその原子力発電所が基準に適合しているかどうかを見ているということで、私はよく記事に書くときには、安全審査とは書かずに、基準適合審査と書いてきたのですが、委員長の感覚というか、お考えでは、これはどういう審査と、改めて位置付けを教えてくださいたいのです。

○田中委員長

御指摘のとおりです。安全審査ではなくて、基準の適合性を審査したということです。ですから、これも再三お答えしていますけれども、基準の適合性は見ていますけれども、安全だということは私は申し上げませんということをいつも、国会でも何でも、何回も答えてきたところです。

（中略）

○記者

NHK のモチキです。先程、今回の新基準をクリアしたことで安全性は高まったけれども、それでもやはりゼロリスクではないのだということをおっしゃられたと思うのですが、そこで言いますと、基準をクリアしてもなお残るリスクというのはどういったものなのかというのを、御見解をお聞かせ願えますでしょうか。

○田中委員長

こういったリスクがありますということが分かれば、それに対する対応ができるのですが、一般論として、技術ですから、これで人事で全部尽くしていますと、対策も尽くしていますということは言い切れませんよということです。ただ、現段階で、いろいろなことを今日も後で私の方からもレクチャーしたように、相当のことを考えてリスクの低減化には努めてきたと、そのつもりではいます。

○記者

先程の御説明を伺って、確かにそういうリスクの低減がなされているというのは感じたのですが、一方でちょっと今日印象的だったのが、審査会合で更田委員、島崎委員の審査を担当されたお2人が不確かさ、自然災害についても重大事故対策についても、やはり不確かさが伴うのだということを強調されていたのが印象に残ったのですが、それがゼロリスクではないということなのかなと思ったのですが、その辺、いかがお考えでしょうか。

○田中委員長

そのとおりです。まだまだ自然のいろいろなこととかいろいろな技術も含めてですが、分からないことというのは人知の及ばないところがあるという、分からないことがあるということが不確かさにつながるわけですから、そういうことを申し上げているのだと思います。

3、貴職は周辺自治体が強く求めている「事前了解権」のある安全協定締結に関して、「松江市内はPAZを抱え、危険性は周辺自治体よりも高い」「立地自治体と同じ安全協定の締結は、避難の際に周辺自治体から『我先に』逃げる住民が多くなり、松江市民の安全が守られない」旨を島根原発・エネルギー問題県民連絡会への回答及びえねみら・とっとり等の質問に答えられました。

しかし、私たちが面談した鳥取県を含む周辺自治体すべては、PAZからの段階的避難を前提

とする計画を持ち、積極的に協力体制をとっています。現段階で、多くの住民が原発事故の危険性を承知しているため、「直ちに避難」を選択する可能性を否定することはできません。これは、避難計画の実効性の課題とすべきです。

従って、協定の内容とは根本的に無関係であり、松江市として周辺自治体が同様の「事前了解権」を持つ安全協定を締結するよう中国電力に働きかけること。

【回答 3】

周辺自治体と中国電力(株)との安全協定締結に関する取り組みに対し働きかけを行う立場にはありません。

4、島根原発3号機を稼働させるための手続き開始は、市民の生活に対する重大な影響を与える問題です。原子力規制委員会が指摘するような不備がある適合性審査申請書の内容を、中国電力から事前に説明を受け、承知の上で了承されたことについては、市民に対して説明責任を果たすべきと考えます。松江市として住民説明会を開催し、中国電力に詳細な説明をさせるとともに、松江市も申請書の不備を承知しながらなぜ了承したのか、説明すること。

【回答 4】

島根3号機の設置変更許可申請に係る事前了解願いに対し、市として事前了解を行わず、申請を行うことのみ了承したのは、原子力規制委員会により申請の内容を厳格に審査していただくためであり、これは既に市民にご説明しているとおりでございます。

今回の島根原子力発電所3号機の申請内容に対する原子力規制委員会の対応は、厳格な審査を行っていただいていることの現れと考えています。

5、上記2の問題を招いたのは、申請内容のチェックをする体制がないことに一因があります。申請内容の検証はもとより、原発稼働の安全性を含め、自治体独自に市民の命と安全を守る役割をもった専門家などによる検証できる組織を島根県と共同で設置すること。

**【回答5】**

申請内容のチェックを含む新規制基準適合性審査は、原子力利用に係る規制を一元的に司る原子力規制委員会が行うべきと考えております。

6、福島原発事故を踏まえた、原発に頼らない地域活性化策の立案が松江市としての責務であると考えますが、原発に頼らない地域活性化策について示すこと。

**【回答6】**

市として、原発に頼った政策を行ってきたという認識はありません。